

横浜市駐車場条例取扱基準の一部改正について

～平成 28 年 9 月 1 日 施行～

横浜市駐車場条例とは、路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合に、駐車場の設置を義務付けている（以下、「附置義務」という。）制度です。

平成 28 年 3 月 1 日に施行された改正後の「横浜市駐車場条例」では、市内の条例適用地域に均一に適用している附置義務基準について、地区ごとの駐車需要の実態に応じ、市長が別に基準を定めることができるようになりました。

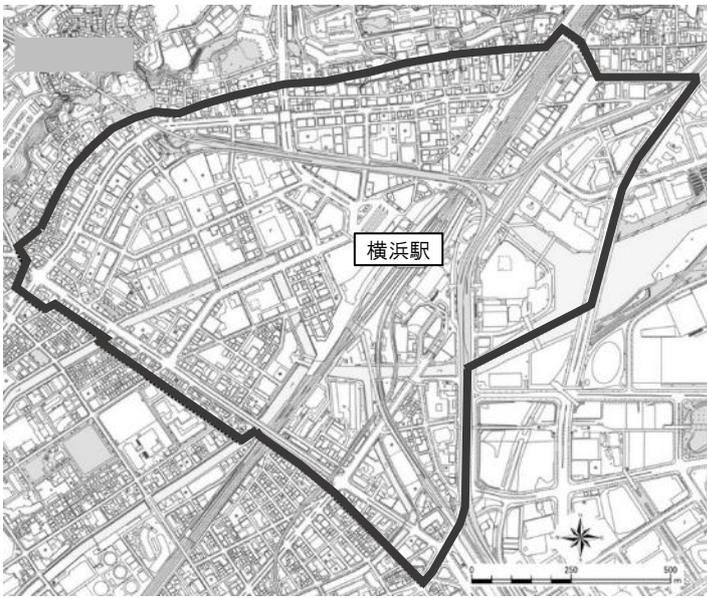
このたび、鉄道やバスなどの公共交通機関が充実しており、自動車を利用して訪れる人の割合が少ない地区として、「横浜駅周辺地区」と「みなとみらい 21 地区」について、地区の駐車需要を踏まえ、市長が別に定める基準等を策定する等の一部改正を行いましたのでお知らせいたします。

1 改正の概要

改正その 1 駐車施設の附置に関する基準の特例

- 横浜市駐車場条例第 4 条ただし書きに基づいて、地区の駐車需要に応じた附置義務基準を定めることを目的として、市長が別に定める基準を以下のとおり決めました。

表 1 市長が別に定める基準

横浜駅周辺地区			
地区の範囲	「エキサイトよこはま 22 駐車場整備ルール」の対象範囲（約 123 ha）		
			
附置義務基準 (附置義務駐車台数 1 台あたりの床面積)		条例により定められた基準	市長が別に定める基準
	百貨店その他の店舗	200 m ²	300 m ²
	事務所	250 m ²	
	飲食店	250 m ²	
※上記以外の用途については、条例により定められた基準が適用されます。			

みなとみらい21地区		
地区の範囲	「みなとみらい21街づくり協議指針」の協議区域（約135 ha）	
		
附置義務基準 (附置義務駐車台数 1台あたりの床面積)	条例により定められた基準	市長が別に定める基準
	事務所	250㎡ → 400㎡
	※上記以外の用途については、条例により定められた基準が適用されます。	

2 その他、所要の改正

(1) 基準の明確化

- 地区計画等*において、駐車場の配置に関する方針等について明確に記述されている場合、その方針に合ったものについては、条例第10条による駐車施設等の附置の特例（敷地外での駐車施設等の設置）を認めておりましたが、当該基準を明確化するとともに、すでに地区計画等において、駐車場の配置に関する方針等が明確に記述されている以下の2つの地区について、条例第10条による駐車施設等の附置の特例（敷地外での駐車施設等の設置）を認める地区として指定をすることで基準の明確化を図りました。

- ① 「エキサイトよこはま 22 駐車場整備ルール」の対象範囲
 - ② 「瀬谷駅周辺地区 街づくり協議指針」の計画図に示す範囲
- ①②ともに、地区計画等における駐車場の配置に関する方針等に合ったものについてのみ敷地外での駐車施設等の設置を認めるものとします。

⇒具体的な範囲については「横浜市駐車場条例取扱基準 別図2」に定めています。

*「地区計画等」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針等を総称したものです。

～改正内容の詳細は以下のホームページをご覧ください～

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/gimu/>

(横浜市都市整備局都市交通課HP 附置義務駐車場について)

《その他参考 URL》

- ◆横浜市駐車場条例 (横浜市例規集ページ)

http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00000882.html

- ◆横浜市駐車場条例取扱基準 (「附置義務駐車施設等の設置基準について」)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/gimu/sassi.html>

- ◆エキサイトよこはま 22 駐車場整備ルール

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tosai/excite/use/parkingrule/>

- ◆みなとみらい 21 街づくり協議指針

<https://www.ymm21.jp/div/basic-agreement.html>

- ◆瀬谷駅周辺地区街づくり協議指針

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machi-kyogi/seyan-kt.html>

改正取扱基準の施行日

「平成 28 年 9 月 1 日」施行

《お問合せ先》

《具体的な台数算定等のお問合せ先・届出提出の窓口》

横浜市 建築局 建築指導部 市街地建築課
(横浜市中区相生町 3-56-1 JN ビル 5 階) 電話：045-671-4510

《横浜市駐車場条例全般についてのお問合せ先》

横浜市 都市整備局 都市交通部 都市交通課 駐車場担当
(横浜市中区港町 1-1 市庁舎 6 階) 電話：045-671-3853

横浜市 都市整備局 都市交通課 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電話 045-671-3853 FAX 045-663-3415
ホームページ： <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/>
平成 28 年 9 月 1 日 発行 (平成 29 年 4 月 1 日更新)